

総合評価対象項目及び得点配分一覧表

令和8年度車両管理業務（広島西部地区）

	項番	評価内容	評価基準	配点 (R8)	広島西部地区
					日本道路興運（株）
1. 企業の業務実績	①	業務対象都道府県内の同種・類似業務における受注実績	技術提案書の記載内容により、令和3年度以降の受注実績を確認	10	10
	②	令和3年度以降国及び地方公共団体（中国地方整備局管内にある都道府県（本業務においては鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）内にある）との災害協定締結の有無、災害協定に基づく活動実績の有無、契約（中国地方整備局が発注した車両管理業務における実績は除く。）に基づく災害時の対応協力等の実績の有無	技術提案書の記載内容により確認（中国地方整備局が発注した車両管理業務における実績は除く。）	20	0
	③	管内発注業務において生じた事故等に基づく過去3年間（競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）の指名停止措置（指名停止措置及び文書注意・口頭注意）（*管内発注業務とは、中国地方整備局発注業務とする。）	指名停止情報により確認（競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）	0	0
	④	管内発注業務において生じた過去1年間（競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）の受注者の責による、看過出来ない事象発生（*管内発注業務とは、中国地方整備局発注業務とする。）	看過できない事態の報告件数により確認（競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）	0	-15

	項番	評価内容	評価基準	配点(R8)	広島西部地区
					日本道路興運(株)
	⑤	管内発注業務において生じた過去1年間(競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする)の違約金対象となる提案内容の不履行。 (*管内発注業務とは、中国地方整備局発注業務とする。)	違約金対象となる提案内容の不履行の件数により確認 (競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする)	0	0
2. 適正な連絡・履行体制の確保	①	運行指示を確実に履行するための対応等 イ：発注者から車両管理責任者(業務管理者)、車両管理責任者(業務管理者)から車両管理員への迅速な運行指示を確保するための手段等の具体の工夫 ロ：発注者から指示された時間どおりに車両を目的地まで運行するための工夫 ハ：運行の無駄を省くため、車両管理員が行う運行車両の管理方法	提案内容に具体性・実現性が認められる工夫がある場合、加点する。		
			イについては、例えば ○無線機の使用(タクシー無線等) ○自動転送機能の活用 ○PC・タブレット・スマートフォンを活用した情報共有	10	10
			ロについては、例えば ○車両管理責任者により(道路情報・渋滞情報・迂回路を踏まえた)運行計画書の作成 ○発注者の直轄管理区間・施設、危険箇所、発注工事等の知識、及び緊急時、異常発見時の対応方法等の把握	10	10
			ハについては、例えば ○テレマティクスサービスを活用し、走行ルートや走行速度を把握し、時間・燃料等のロスをなくす。	10	10
	②	車両管理責任者(業務管理者)の専任性(手持ち業務量)	技術提案書の記載内容により確認(応札予定の担当業務数で評価する。)	10	0
	③	事故発生時に発注者への迅速な報告、及び適切な処理をするため、それらを定めた規則等による具体の内容	事故発生時の対応マニュアル、規則等の内容が具体的に記載されている場合、評価する。例えば、 ○事故発生時の車両管理責任者(業務管理者)等関係各所への連絡先電話番号一覧及び現地での対応を記載したマニュアルの携帯義務付け	5	5

	項番	評価内容	評価基準	配点 (R8)	広島西部地区
					日本道路興運（株）
	④	災害時、緊急時及び大規模災害時の対応等 イ：災害時・緊急時における迅速な体制確保のための、参集時間の短縮、車両管理員の交代及び増員体制とその実現可能性を担保するための具体的な措置 ロ：大規模災害時に連絡が取れない場合であっても参集し、業務を継続する工夫 ハ：大規模災害等により、燃料の確保が困難な場合であっても、業務を継続する工夫	提案内容に具体性・実現性が認められる工夫がある場合、加点する。		15
イについては、例えば ○代務員の確保（活用） ○参集時間の短縮となる方策 ○災害情報や気象情報の収集方法 ○担当職員と車両管理責任者において、災害体制に基づく事前準備等の打合せを行う ○24時間体制での各要員配備 ○業務地近隣の従事者居住			15		
ロについては、例えば ○大規模災害時に連絡が取れない場合であっても参集するよう、予め規則を制定			15	15	
ハについては、例えば ○系列会社がガソリンスタンドを保有している。 ○ガソリンスタンドとの災害時における燃料確保に関する協定等の締結 ○事業者の独自のルートにより非常時における提携スタンドを確保する ○事業者で備蓄タンク(携行缶を除く)を用意する			15	15	
	⑤	コンプライアンス（発注者が仕様書で求める秘密の保持及び法令遵守）について、車両管理員に対し具体的かつ確実に徹底する工夫	提案内容に具体性・実現性が認められる工夫がある場合、加点する。例えば、 ○守秘義務に関する規則の制定（罰則・罰金等の規程の有無） ○交通法規についてわかりやすく説明した冊子の作成配布 ○企業倫理（コンプライアンス）相談窓口の設置	5	5

	項番	評価内容	評価基準	配点 (R8)	広島西部地区
					日本道路興運(株)
	⑥	車両管理責任者(業務管理者)及び車両管理員等の健康状態を定期的に把握し、業務に反映させる規則等の制定、及び社員の兼業を禁止している規則の制定	具体的に記載されている場合、評価する。 ○健康状態をチェックし、診断結果で制約をかける(業務の軽減を図る等)規則があるか。 ○社員の兼業を禁止している規則があるか	10	10
	⑦	車両管理員への教育・研修等の年間計画回数(研修内容は以下の全ての内容を網羅していることで1回とする) ■発注者の業務に関する知識等を確保するための車両管理員への教育・研修 ■業務の円滑な遂行のための車両管理員へのマナー教育・研修 ■運行区域の道路状況・主要関係施設等の地理的知識を確保するための車両管理員への教育・研修 ■安全な運行のための知識・技能の教育・研修 ■事故発生時の関係各所への連絡体制及び現地での対応方法についての教育・研修 ■守秘義務に関する教育・研修	技術提案書の記載内容により確認(研修計画等により確認)	5	5
3. 運転業務の質の向上	車両管理責任者の経験等				
	①	業務対象都道府県内の同種業務における車両管理責任者(業務管理者)の業務経験	技術提案書の記載内容により確認(業務従事証明書等により確認)	5	5
	②	配置予定の車両管理責任者(業務管理者)の「安全運転管理者講習会」又は「運行管理者の一般講習」の過去3年間の受講実績又は認定運行管理士資格保有者	技術提案書の記載内容により確認(業務従事証明書等で確認)	10	10

	項番	評価内容	評価基準	配点 (R8)	広島西部地区	
					日本道路興運（株）	
		車両管理員の経験等				
	③	配置予定の車両管理員に普通自動車、中型自動車、大型自動車の第2種免許保有者の占める割合（率）	技術提案書の記載内容により確認 （免許証の写しで確認）	40	2 5 0 0 0	
	④	配置予定の車両管理員における無事故・無違反の年数	技術提案書の記載内容により確認 （無事故無違反証明書で確認） *10年以上の年数があっても10年を評価の上限とする。	45	2 8 9 8	
	⑤	配置予定の車両管理員における業務対象都道府県内の車両管理員としての勤務経験年数（人員輸送に限る）	技術提案書の記載内容により確認 （業務従事証明書等で確認） *10年以上の実績があっても10年を評価の上限とする。	20	8 9 5 8	

	項番	評価内容	評価基準	配点 (R8)	広島西部地区
					日本道路興運（株）
	⑥	配置予定の車両管理員に自動車整備士技能検定合格者の有無	技術提案書の記載内容により確認 (自動車整備士技能検定合格証書等で確認)	10	3 . 0 0 0
	⑦	受注者として車両管理員の運転技術向上の工夫	提案内容に具体性・実現性が認められる工夫がある場合、加点する。例えば、 ○ドライブレコーダーによる運行状況の確認 ○安全運転・運転マナーに関するアンケートを作成し、同乗者の意見を反映させ、安全運転教育を実施する。 ○定期的に実車訓練を実施することで車両管理員の運転の技術をチェックする。	10	10
	⑧	車両管理員が安全運転を行うための具体的な工夫 (複数提案可)	提案内容に具体性・実現性が認められる工夫がある場合、加点する。例えば、 ○体調管理チェックリストによる乗車前のチェック ○車両管理員からの「ヒヤリ」「ハット」の事例を報告させてデータベース化し、定期的(週1回等)に車両管理員等への周知により同様事例を防止する。 ○定期的(四半期に1回等)な技能チェック	5	5

	項番	評価内容	評価基準	配点 (R8)	広島西部地区
					日本道路興運(株)
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	①	女性の活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	技術提案書の記載内容により確認(認定通知書の写し・一般行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写しで確認)	15	0
	②	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等			0
	③	③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)			0
5. 賃上げに関する指標	①	賃上げの実施に対する認定	技術提案書の記載内容により確認(従業員への賃金引上げ計画の表明書で確認。なお、電子調達システムを利用する場合は、表明書の写しで確認。)	15	15
	②	賃上げの表明により加点を受けた落札者が、表明書に記載した賃上げ基準に未到達。	技術提案書の記載内容により確認	0	0
合計				315	205.916
技術評価点=評価点の合計					
評価値=(技術評価点)/(入札価格)×100,000					